



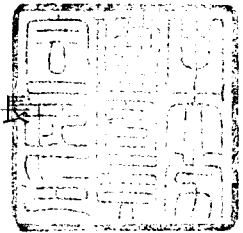
事 件 番 号 平成10年(不)第5号
事 件 名 郵政省小石川郵便局等不当労働行為事件

中労委審特発第 1118002 号
平成16年11月18日

郵政産業労働組合石神井支部

支部長 吉 田 隆 殿

中央労働委員会会長



命令書（写）の交付について

標記事件について、別添の命令書（写）を交付します。

命 令 書 (写)

申 立 人

東京都豊島区上池袋2丁目34番2号

郵政産業労働組合

代表者 中央執行委員長 山崎 清

同

東京都中央区京橋3丁目6番3号京橋通郵便局内

郵政産業労働組合東京地方本部

代表者 執行委員長 土田 和男

同

東京都文京区小石川4丁目4番2号

郵政産業労働組合小石川支部

代表者 支部長 土居 健二

同

東京都練馬区石神井台3丁目3番7号石神井郵便局内

郵政産業労働組合石神井支部

代表者 支部長 吉田 隆

被 申 立 人

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番2号

日本郵政公社

代表者 総裁 生田 正治

同

東京都千代田区大手町2丁目3番2号

日本郵政公社東京支社長 森 隆政

東京都文京区小石川4丁目4番2号
同 小石川郵便局長 平林 源久

東京都練馬区石神井台3丁目3番7号
同 石神井郵便局長 増田 喜與志

上記当事者間の平成10年（不）第5号事件について、当委員会は、平成16年11月4日第369回審査委員会において、会長公益委員山口浩一郎、公益委員今野浩一郎、同林紀子、同上村直子、同佐藤英善、同椎谷正、同渡辺章出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

1 被申立人日本郵政公社は、申立人郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部に対して、それぞれ小石川郵便局及び石神井郵便局の施設内に組合事務室の使用を承認しなければならない。

また、被申立人日本郵政公社は、組合事務室の使用を承認するに当たって、場所、広さ等の具体的条件について申立人郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部と誠意をもって速やかに協議し、合理的な取決めをしなければならない。

2 被申立人日本郵政公社東京支社長、小石川郵便局長及び石神井郵便局長に対する申立ては却下する。

3 その余の申立てを棄却する。